

2. 貴薬局の処方せん受付状況(平成 20 年 12 月 1 日～31 日の期間)についてお伺いします。

①上記期間中に受け付けた処方せんの発行医療機関数、また処方せん枚数を()内にご記入ください。					
医療機関種別	1) 処方せん発行医療機関数	2) 1)のうち、「変更不可」欄に処方医の署名等が9割以上ある機関数	3) 2)のうち、主として先発医薬品を銘柄指定している機関数	4) 2)のうち、主として後発医薬品を銘柄指定している機関数	5) 処方せん枚数
病院	() 施設	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
一般診療所	内科を主体	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
	小児科を主体	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
	外科を主体	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
	眼科を主体	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
	耳鼻咽喉科を主体	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
	精神科を主体	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
	その他の診療科を主体	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
歯科診療所	() 施設	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
合計	() 施設	() 施設	() 施設	() 施設	() 枚
② 上記①の医療機関のうち、上記期間中の処方せん枚数の最も多い1医療機関の処方せん枚数					() 枚
③ 貴薬局の半径 200m 以内に医療機関は何施設程度ありますか。					() 施設程度
④ 算定する調剤料の過半数が、浸煎薬(190点)または湯薬(190点)ですか。				1. はい 2. いいえ	

3. 貴薬局の取り扱い処方せん枚数についてお伺いします。

	平成 20 年 12 月	
	(ア)1か月全体の取り扱い処方せん枚数	(イ)うち、12/8～12/14の取り扱い処方せん枚数
(1)平成 20 年 12 月における、「(ア)1か月全体の取り扱い処方せん枚数」および「(イ)うち、12月 8 日(月)～12月 14 日(日)の取り扱い処方せん枚数」について、それぞれ()内に枚数をご記入ください。		
① すべての取り扱い処方せん ※③と⑯の合計数になります。ご確認ください。	() 枚	() 枚
② ①のうち、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せん	() 枚	() 枚
③ ①のうち、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がない処方せん	() 枚	() 枚
④ ③のうち、1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん (初めての変更に限らず、以前に一度変更し、今回も同様に変更した場合も含む)	() 枚	() 枚
⑤ ④のうち、後発医薬品情報提供料を算定した処方せん	() 枚	() 枚
⑥ ④のうち、後発医薬品分割調剤加算を算定した処方せん	() 枚	() 枚
⑦ ③のうち、1品目でも後発医薬品を他の後発医薬品に変更した処方せん	() 枚	() 枚
⑧ ③のうち、処方せんに記載されたすべての銘柄について後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更できなかった処方せん(後発医薬品のみが記載された処方せんを含む)	() 枚	() 枚
⑨ ③のうち、「後発医薬品についての説明」※1を行ったにもかかわらず、患者が希望しなかったために、すべて後発医薬品に変更できなかった処方せん(過去に説明した際に、患者が希望しない意思を明確にしており、今回も後発医薬品への変更をしなかった場合を含む)	() 枚	() 枚
③のうち、以下の理由により、後発医薬品に変更できなかった先発医薬品が1品目でもある処方せん		
⑩ 先発医薬品の含量規格に対応した後発医薬品がなかったため	() 枚	() 枚
⑪ ⑩のうち、薬価収載されていなかったため	() 枚	() 枚
⑫ ⑩のうち、在庫として備蓄していなかったため	() 枚	() 枚
⑬ 先発医薬品の剤形(ただし、OD錠除く)に対応した後発医薬品がなかったため	() 枚	() 枚
⑭ ⑬のうち、薬価収載されていなかったため	() 枚	() 枚
⑮ ⑬のうち、在庫として備蓄していなかったため	() 枚	() 枚
⑯ 先発医薬品の剤形がOD錠であり、それに対応した後発医薬品がなかったため	() 枚	() 枚
⑰ ⑯のうち、薬価収載されていなかったため	() 枚	() 枚
⑱ ⑯のうち、在庫として備蓄していなかったため	() 枚	() 枚
⑲ ①のうち、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がある処方せん	() 枚	() 枚
⑳ ⑲のうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せん	() 枚	() 枚
㉑ ①のうち、処方せん内容の一部について変更不可としている処方せん	() 枚	() 枚
㉒ ㉑のうち、一部先発医薬品について変更不可としている処方せん	() 枚	() 枚
㉓ ㉑のうち、一部後発医薬品について変更不可としている処方せん	() 枚	() 枚
(2)平成 20 年 12 月1か月間に調剤したすべての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち、後発医薬品の割合	() %	

(注) ③+⑯=①となります。「ご確認ください。」

注) 規格単位ベースの数量：例えば錠剤の場合、単純に1か月間に調剤した全錠数を数えて計算することを意味します。